

令和8年3月27日

会員の皆様へ

公益社団法人倉敷市シルバー人材センター  
理 事 長 岡 崎 武

### シルバー総合補償保険の内容変更について

日頃より当センターの事業にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、刈払機を使用した草刈作業における飛び石事故等が全国的に増加しており、当センターにおいても、自動車や住宅のガラスの破損や、失明に至る恐れのある重大事故が発生しております。こうした事故の多発により、保険会社から事故件数の増加を理由に、補償内容の引き下げと大幅な保険料の増額を求められる状況となっております。

その結果、従来どおりの補償内容で契約を維持することが極めて困難となったため、令和8年度より、賠償責任保険の免責金額(会員負担分)につきましては、草刈作業以外は現行どおり2万円、草刈作業に限り5万円へ変更せざるを得なくなりましたので、お知らせいたします。なお、刈払機を使用する際は、事故防止のため「高刈り」の徹底および「飛散防止ネットの設置」を必ず実施してください。これらの安全対策を実施できない作業現場の場合は、受注をお断りすることを徹底してください。さらに「高刈り」および「飛散防止ネットの設置」を実施せずに作業していることが確認された場合は、就業を停止するとともに、事務局からの仕事の提供も中止いたします。

また、傷害保険につきましても、事故件数の増加に加え、医療費の上昇が続いていることから、保険料が大幅に増額されております。こうした保険料の大幅な増加により、従来どおりの補償内容で契約を継続することが困難となり、一部補償内容を変更せざるを得ない状況となっております。

なお、変更後の補償内容につきましては、裏面に詳細を記載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後も事故が続く場合には、保険そのものに加入できなくなる可能性もございます。

会員の皆様におかれましては、就業ルールを遵守し、安全に十分配慮したうえで作業に従事していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

(裏面へ)

## 倉敷市シルバー人材センター総合補償保険

### ●傷害保険

対象となる 事故の範囲	① 就業中の事故（自宅作業中を除く） ② 仕事場への往復途上の事故（通常の経路を外れている場合は対象とならない事がある） ③ 知識、技能の習得を目的とする講習会や総会等に参加中または往復途上の事故（通常の経路を外れている場合は対象とならない事がある）	
対象とならない 主な場合	① 故意による事故 ② 持病、脳疾患、心身喪失等による事故 ③ むちうち症や腰痛で自覚症状しか無い場合 ④ 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒	
補償内容		
種類	傷害の内容	保険金の額
死亡	事故によるケガのため、事故日から 180 日以内に死亡したとき	500 万円
後遺傷害	事故によるケガのため、事故日から 180 日以内に後遺傷害が生じたとき	500 万円が限度、傷害の程度による
入院	事故によるケガのため、平常の生活ができなくなり入院したとき	日額 3,000 円（180 日限度） 事故日から 180 日以内
手術	事故によるケガの治療のため、事故日から 180 日以内に手術を受けたとき	入院中の手術は 3 万円 入院中以外の手術は 1.5 万円
通院	事故によるケガのため、平常の生活に支障が生じ通院したとき	日額 2,000 円（90 日程度） 事故日から 180 日以内

### ●賠償責任保険

対象となる賠償責任の範囲	① 就業した業務に起因して誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負ったとき <b>※但し、会員相互間の対物事故は補償対象外となります。</b>	
対象とならない主な場合	① 故意による事故 ② 自動車（原付を含む）、船舶による事故 ③ 動植物など生物に対する事故 ※対象になる場合もある。 ④ 心神喪失による事故	
補償内容		
種類	身体賠償	財物賠償
支払内容	治療費、慰謝料、休業損害等法律上の損害賠償金や訴訟費用	修理費、代車費用等法律上の損害賠償金や訴訟費用
保険金額	1 名につき 1 億円 1 事故につき 1 億円	1 事故につき 1,000 万円
会員負担	1 事故につき 2 万円 <b>※草刈作業に限り 5 万円</b>	1 事故につき 2 万円 <b>※草刈作業に限り 5 万円</b>